

日本における剥奪指標の構築に向けて： 相対的貧困率を補完する指標の検討

阿 部 彩

I はじめに

2013年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が可決され、2014年1月に施行された。本法は、子どもの貧困に対する政策を実施することを政府に義務づけており、その具体的な方針は、法の施行後に設置される閣僚会議において議論される「子どもの貧困対策に関する大綱」にて定められることとなっている。本法第14条は、「国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする」とあり、本法は、我が国における貧困対策のみならず、貧困に関する研究をも推進する大きい力となるであろう。

数ある貧困研究の分野の中でも最も緊急度が高い課題が、貧困の測定と貧困をモニタリングするための指標の開発である。なぜなら、本法は、政府に「毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表」することを義務づけており（第7条）、大綱の中で「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」を定めることとなっているからである（第8条2）。

子どもの貧困指標としては、所得データの分布に基づいて算出される相対的貧困率（以下、相対的貧困率）が一般的であり、経済協力開発機構（OECD）や国際連合児童基金（UNICEF）、欧州連合（EU）などの国際機関のほか、多くの先

進諸国においても公式な貧困線の一つとして採択されている（OECD 2008, UNICEF 2013, EC2013）。日本においては、2009年に厚生労働省が社会全体の相対的貧困率および子ども（17歳以下）の相対的貧困率を発表し（厚生労働省2009）、その後、2011年には「平成22年国民生活基礎調査」の結果の概況に1985年から2010年の3年ごとの相対的貧困率（社会全体および子ども）を公表している（厚生労働省2011）。

所得分布に基づく相対的貧困率は国際的にも認知されている貧困指標であるが、一方で、これのみによる貧困の測定が完璧でなく、多くの制約を抱えていることも明らかである（Stiglitz et al. 2009, OECD 2009）。相対的貧困率の制約の大きなものとしては、所得がフローの概念であり、貯蓄や資産（持家の有無など）の資源を考慮していない点、所得が金銭的な資源のみであり、公的な医療サービス、保育サービスなどの現物給付や、私的な物品のやり取りなど、実質的な生活水準に大きく影響する非金銭的な資源が考慮されない点、などである（阿部他2013）。これらの制約を補完するために、近年、取り入れられるようになってきたのが剥奪（deprivation）アプローチによる貧困の測定である。

剥奪アプローチは、「テレビを所有している」「週に1回ロースト肉を食べることができる」など具体的な生活のありさまを大規模な社会調査にて調査し、その充足の度合いを調べて生活水準を測定する方法である。本アプローチは、ピーター・タウンゼンドの先駆的な研究（Townsend 1979）を基礎として、イギリスにおける貧困研究の長い歴

史の中で洗練されてきた¹⁾。物質的剥奪 (Material deprivation)、相対的剥奪 (Relative deprivation) などと呼ばれ、国際機関を始め多くの先進諸国において貧困の測定方法として取り入れられている。近年では、欧州連合が定めた「ヨーロッパ2020 (Europe 2020)」戦略の中で「貧困と社会的排除にある人数」の削減目標が定められており、その定義に相対的貧困と共に剥奪アプローチを用いた貧困指標 (以下、剥奪指標) が採択されている。そして、剥奪指標を継続的に測定するために、加盟国に共通の調査フォーマットを用いた社会調査 (欧州所得・生活状況調査: EU-SILC) にて剥奪指標のデータとなる調査項目を収集している。

我が国においても、独自の社会調査を用いて剥奪指標を構築した試みは存在する (平岡2001, 阿部2006等)。しかし、これらの試みは、比較的の小規模であったり、地域が限定された社会調査を用いたものであったりするほか、指標の妥当性についての統計的な検定がさほど行われていないという欠点がある。そこで、本稿では、大規模でかつ全国規模で行われた社会調査の個票を用いて剥奪指標を構築し、その妥当性についての検討を行う。用いられるデータは、国立社会保障・人口問題研究所が2012年に実施した「生活と支え合い調査」である。本調査は、全国から無作為に抽出された300地区について、保健所を通した悉皆調査を行っており回収標本数は11,000世帯である。ま

た、指標の妥当性の検討については、貧困研究の国際的権威であるデービッド・ゴードン教授 (ブリストル大学) が開発した手法を用いる。

II データ

本稿で用いるデータは、国立社会保障・人口問題研究所が2012年7月に実施した「生活と支え合い調査」(以下、支え合い調査) である。本調査は、同研究所が5年に1回の頻度で行っており、同年6月に実施されている厚生労働省「国民生活基礎調査」の調査地区の中から無作為に抽出される300地区を対象としている。

調査方法は、同研究所が各都道府県に委託し、各都道府県は調査地区の保健所を通じて、調査地区内の全世帯を対象とした訪問留置式で行われている。調査対象者は、世帯内のすべての20歳以上の男女である。調査票は、世帯主またはその配偶者が回答する世帯票と、20歳以上のすべての世帯員 (世帯主も含む) が回答する個人票からなっている。対象世帯数は、16,096世帯 (26,260個人)、有効回答票数は世帯票11,000 (有効回収率68.3%)、個人票21,173 (有効回収率80.6%) であった (国立社会保障・人口問題研究所2013)。

本稿で用いる調査項目は、A) 生活困難を把握するために用いる項目と、B) A) が真に生活困難を表しているかどうかを評価するために用いられ

表1 本稿で用いる変数の説明

	単位	項目 (設問の内容)
生活困難を表す変数	世帯	過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料が買えなかったことがあるか? (よくあった, 時々あった, まれにあった, まったくなかった)
	世帯	過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする衣料が買えなかったことがあるか? (よくあった, 時々あった, まれにあった, まったくなかった)
	世帯	過去1年間に、経済的な理由で電気が未払いとなったことがあるか?
	世帯	過去1年間に、経済的な理由でガス料金が未払いとなったことがあるか?
	世帯	過去1年間に、経済的な理由で電話代が未払いとなったことがあるか?
	世帯	過去1年間に、経済的な理由で賃貸住宅費を滞納したことがあるか?
	世帯	過去1年間に、経済的な理由で住宅ローンを滞納したことがあるか?
	世帯	過去1年間に、経済的な理由でその他債務の返済ができなかったことがあるか?
生活困難指標の検定に用いる変数	個人	(主観的健康感) あなたの、現在の健康状態についておたずねします。(よい, まあよい, ふつう, あまりよくない, よくない)
	個人	(うつ度指標) 6項目からなるうつスケール
	個人	(主観的困窮度) 現在のあなたの暮らし向きについておたずねします。(大変ゆとりがある, ややゆとりがある, 普通, やや苦しい, 苦しい)
	世帯	(等価世帯収入) 20歳以上の世帯員の収入の合算値を等価スケール (世帯人数の平方根) で除したもの

表2 基本統計量

変数	平均	標準偏差	最小	最大
家族が必要とする食料が買えない	0.144	0.3509885	0	1
家族が必要とする衣料が買えない	0.203	0.402	0	1
電気料金が未払い	0.044	0.205	0	1
ガス料金が未払い	0.037	0.188	0	1
電話代が未払い	0.041	0.198	0	1
家賃の滞納	0.019	0.137	0	1
住宅ローンの滞納	0.016	0.124	0	1
その他債務の滞納	0.048	0.215	0	1
主観的健康感（よくない、あまりよくない）	0.181	0.385	0	1
主観的困窮度（やや苦しい、苦しい）	0.396	0.489	0	1
うつ指標（K6>=15）	0.033	0.179	0	1
低所得（等価世帯所得<中央値の50）	0.198	0.398	0	1

る変数に分けられる。表1にそれらのリストを提示する。生活困難を表す変数は、すべて世帯票の調査項目であるが、検定に用いる変数は個人票の調査項目である点は留意されたい。すなわち、本稿では世帯内のすべての世帯員は同じ生活困難度にあると仮定している²⁾。表2に基本統計量を示す。

Ⅲ 手法

剥奪指標は、基本的には、その社会における必要最低限の生活を満たす項目の欠如の度合いを表すものである。「必要最低限の生活を満たす」項目とは、1日3回の食事、雨風をしのげる住居、冷蔵庫、電話、最低2足の靴などの物品、月に1回の友人との食事、病気になった時の医療サービスなどのサービスや行動などである。最も基本的な剥奪指標においては、その算出方法は極めて単純である。すなわち、指標は、欠如している項目の総数となる³⁾。

$$d_i = \sum_t^X p_i^k$$

d_i = 個人*i*の剥奪指標

p_i^k = 個人*i*が項目*k*を所有している場合は0、

欠如している場合は1となる変数

k = 項目1・・・・・X

このように剥奪指標の算出は直観的かつシンプルなのであるが、問題は算出のデータとなる項目のリストの選出である。どのような項目を選択するかによって、剥奪指標の値もまたその性格も大きく影響される。例えば、項目が「ダイヤモンド」や「高級外車」といったものであれば、剥奪指標は極めて高くなり、また、そこから得られる情報は社会の中の富裕層と彼らの好みがどのようなものかという情報のみとなる。一方で、項目が「1日1回の食事」や「靴1足」といったようなものであれば、社会の大部分の人の剥奪指標はゼロとなり、ここでもそこから得られる情報は限られたものとなる。また、一つの項目と他の項目が補完する関係にある可能性もある。例えば、ある社会においては、「りんご」を食べることができない人は、「みかん」を食べることができ、「みかん」を食べることができない人は「りんご」を食べることができるでしょう。もし、剥奪指標に「りんご」と「みかん」の両方が入っているのだとすれば、お互いの欠如が相殺されることとなり剥奪指標は意味を持たない。

そのため、選択される項目のリストが当該社会において貧困を表す指標として妥当であるかを判断するためには統計的な検討が必要である。Gordon (2013) は、剥奪指標の構築のために必要な検討として以下の5つのステップを提案している。

STEP 1 必要性の検討

剥奪指標に用いられる項目は、その必要性について国民的合意があると判断されなければならない。そのため項目の候補となる各項目についてそれが必要か否かの事前調査を行い、国民の過半数が「必要である」と考える項目のみを選出する⁴⁾。

STEP 2 選好的欠如の除外

STEP1で選択された各項目について、それらが欠如しているか否かの社会調査を行う。この時、その項目の欠如が本人の選好によるものか、金銭的理由などの強制的なものなのかを識別する必要がある。例えば、項目が「週に最低1回は肉を食べる」であった場合、肉食主義者であれば、その欠如は貧困を意味しないからである。そのため、社会調査においては単に物品やサービスの欠如を調査するのではなく、欠如している理由まで含めて調査しなければならない。

STEP 3 「貧困」との関連性の検討

選択される項目は、その強制された欠如が貧困を表す指標として妥当でなければならない。そこで、貧困と高い相関をもつことが知られている変数と各項目が関連していることを示す必要がある。用いられる変数は、主観的生活感や健康指標、低所得などである。これらの変数を被説明変数、デプリベーション指標に用いられる候補の変数を説明変数、年齢、性別をコントロール変数とするロジスティック分析を行い、説明変数が統計的に有意かどうかによって項目に含めるか否かを判断

する。

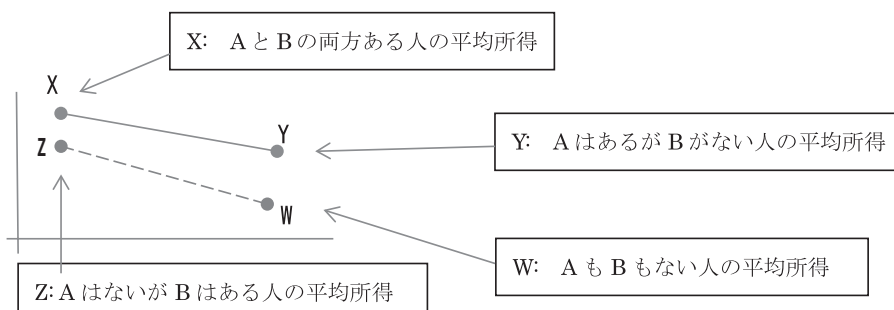
STEP 4 指標の信頼性の検討

このようにして選択された項目を一つの剥奪指標として作成するのであるが、次に、その信頼性を検討する必要がある。ここで用いられるのは、一般的な信頼性の検定として知られるクロンバックの α 信頼性係数である。項目リストの中で、その項目が削除された場合にクロンバックの α 係数の値が上昇する項目はリストから除外する。

STEP 5 Additive (和) の検討

最後に、Gordon (2013) が提案するのがAdditiveの検討である。すなわち、剥奪指標が3である人と2である人を比べると、前者の方が後者よりも貧困でなければならない。Gordon (2013) は、二つのチェック方法を提案している。まず、項目Aを持っている集団と、項目Aを持っていない集団を比べた場合、持っていない集団の方が持っている集団よりも貧困であるかどうかをチェックする。ここで「貧困」を表す変数は、貧困と密接な関係がある等価世帯所得を用いる。これを、すべての項目について行う。

次に、項目リストの中の二つの項目の組み合わせについて、矛盾がないかをチェックする。例えば、項目Aと項目Bの組み合わせの場合、図1に示す図を作成する。標本を項目Aと項目Bの所有状況別の4つのグループ(X, Y, Z, W)に分け、それぞれの平均等価世帯所得を求める。4つのグループのうち、AとBを両方を持つ集団Xが最も「裕福」であり、AとBを両方持たない集団Wが最も「貧困」



もし直線と点線がクロスしたらadditiveでない可能性

図1 二つの項目の矛盾性のチェック

でなければならない。図でそれを簡単にチェックする方法は、実線と点線が交わらないかどうかを見る方法である。実線と点線が交わっている場合、この仮定は成り立たない。

次節から、本稿において用いる8項目(表1上部)についての、これらのステップの検討を行う。

IV 必要性の検討 (STEP 1) および選好的欠如の除外 (STEP 2)

まず、STEP 1については、筆者が行った「2011年暮らしに関する社会生活調査⁵⁾」(以下、必需品調査)においてその検討の一部を行っている。本調査は、一般市民3000人に対して「現在の日本の社会において、すべての人にあてはまる生活水準についてお聞きします。次の各項目は、現代の社会生活をおくるために、必要であり、すべての人が得ることができるべきと思いますか」という設問で67項目の物品やサービスについてその必要性を聞いている。回答は、「(A) 必要であり、すべての人が(欲しければ)これを入手することができるべきである」「(B) あったほうがよいが、なんらかの理由(経済的など)で入手できなくても、いたしかたがない」「(C) 必要ではない」の3つ選択肢の中から最も回答者の考えに近いものを一つ選択してもらっている。表3は、その結果

の中から本稿で用いる8つの項目に関連する物品やサービスについての結果をまとめたものである。Gordon (2013) ほか、イギリスの剥奪研究の流れにおいては、このような調査にて一般市民の50%以上が(A)と回答する項目を「社会的に合意された必需品(Socially perceived necessities)」と見なしている(Mack and Lansley 1985, Gordon and Pantazis 1997, Pantazis, Gordon, and Levitas 2006)。

表3を見ると、「家賃や公共料金(ガス・水道・電気など)の支払い」については、回答者の86%が「(A) 必要である」と答えており、家賃、ガス、水道、電気料金についてはそれらを支払えることが「必要である」との国民的合意があると言える。また、「自宅の電話(固定電話・携帯電話)」についても、66%が(A)と答えており、電話料金についてもそれを支払うことが必要であるとの合意があると考えられる。一方、食料、衣服については、「支え合い調査」が「家族が必要とする食料(衣料)」と言う設問であるのに対し、必需品調査では「野菜」「1日2回以上の食事」「新しい下着」など食料、衣料の具体的な内容を明記した設問となっているため、「支え合い調査」の2項目が一般市民の合意を得た必需品であるかの判断はここからは出来ない。当然のことながら、「家族が必要とする食料(衣料)」が本当に「必需品」である

表3 一般市民の必需品に関する意識

現在の日本の社会において、すべての人にあてはまる生活水準についてお聞きします。次の各項目は、現代の社会生活をおくるために、必要であり、すべての人が得ることができるべきと思いますか。

	A必要、入手することができるべき	Bあったほうがよい	C必要ではない
家賃や公共料金(ガス・水道・電気など)の支払い	86%	14%	0%
自宅の電話(固定電話・携帯電話)	66%	30%	3%
野菜(1日1回以上)	75%	25%	1%
果物(1日1回以上)	30%	64%	6%
1日2回以上の食事(大人の場合)	89%	11%	0%
肉・魚・豆腐などのたんぱく質(毎日)	75%	24%	1%
新しい下着(1年に1回以上)	60%	36%	3%
晴れ着・礼服	25%	65%	10%
冬用のコート	45%	48%	6%
就職・仕事用のスーツ	50%	43%	6%

出所:阿部(2012)「2011年必需品調査」

かどうかは、回答者が何を「家族が必要とする」モノと想定したかによって異なる。しかし、「1日2回以上の食事」(89%)、「肉・魚・豆腐などのタンパク質(毎日)」(75%)、「野菜(1日1回以上)」(75%)、「(1年に1回以上の)新しい下着」(60%)、「就職・仕事用のスーツ」(50%)は、50%以上の支持を得ているが、「果物」(30%)、「晴れ着・礼服」(25%)、「冬用のコート」(45%)は50%を下回っている。そのため、「家族が必要とする食料」と「家族が必要とする衣料」については、STEP 1の検討結果は不明瞭である。また、「住宅ローン」と「その他債務」については、必需品調査に類似する項目がないため、このステップの検討はできない。

STEP 2については、「支え合い調査」は意図的に選好と強制された欠如を識別する設問となっていないが、食料と衣料については「家族に必要な」というフレーズが設問に含まれており、公共料金(電気、ガス、電話)、家賃、住宅ローン、その他債務については「金銭的な理由で(滞納したか)」という設問となっているため、選好としてこれらの支払が滞っていることは「強制された欠如」の変数に含まれないはずである。

V 貧困との関連性の検討

次に、STEP 3の検討を行う。このステップにおいて、剥奪指標に用いられる8項目との関連が分析されるのは、①主観的健康感を表すダミー変数(「よい」「まあよい」「ふつう」「あまりよくない」「よくない」の5段階で「あまりよくない」「よくない」とした時に1、それ以外の3つの選択肢とした場合に0)、②主観的な暮らし向きを表すダミー変数(「大変ゆとりがある」「ややゆとりがある」「普通」「やや苦しい」「苦しい」の5段階において「やや苦しい」「大変苦しい」とした時に1、それ以外の3つの場合に0)、③うつ状況を表すダミー変数(K6スケール⁶⁾において点数が15点以上の場合に1、それ未満の場合に0)、および④低所得(等価世帯所得が社会全体の中央値の50%未満の場合に1、それ以上の場合に0)の4つである。

これらはどれも貧困と密接な関連があることが報告されている。結果を表4に示す。

表4を見ると、被説明変数を「低所得」、説明変数を「住宅ローンの滞納」とした場合にのみ、係数の推定値が統計的に有意でなくなっているが、

表4 貧困との関連性の検討

説明変数	被説明変数			
	主観的健康 = あま りよくない、よく ない	暮らし向き = やや苦 しい、大変苦しい	うつ (K6 >= 15)	低所得(等 価世帯所 得<中央値 の50%)
食料困窮				
係数推定値	0.7134	1.9727	1.1976	0.9854
オッズ比	2.041	7.19	3.312	2.679
標準誤差	0.0505	0.0486	0.0842	0.0458
p値	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001
衣料困窮				
係数推定値	0.6806	1.8658	1.2086	0.8965
オッズ比	1.975	6.461	3.349	2.451
標準誤差	0.0447	0.0403	0.0801	0.0412
p値	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001
電気料金未払い				
係数推定値	0.7045	2.1211	1.1243	0.9485
オッズ比	2.023	8.34	3.078	2.582
標準誤差	0.0857	0.0936	0.125	0.0758
p値	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001
ガス料金未払い				
係数推定値	0.7758	2.2728	1.1648	1.0688
オッズ比	2.172	9.706	3.205	2.912
標準誤差	0.0927	0.1077	0.1331	0.0817
p値	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001
電話料金未払い				
係数推定値	0.7612	2.0526	1.2145	1.077
オッズ比	2.141	7.788	3.369	2.936
標準誤差	0.0885	0.0947	0.1249	0.0771
p値	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001
家賃滞納				
係数推定値	1.0219	2.3724	1.4314	1.414
オッズ比	2.778	10.723	4.185	4.112
標準誤差	0.1258	0.159	0.1657	0.1115
p値	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001
住宅ローン滞納				
係数推定値	0.4793	2.1368	0.9049	0.2328
オッズ比	1.615	8.472	2.472	1.262
標準誤差	0.1478	0.1617	0.2214	0.1446
p値	0.0012	<.0001	<.0001	0.1073
その他債務滞納				
係数推定値	0.8343	2.1632	1.1893	0.785
オッズ比	2.303	8.699	3.285	2.192
標準誤差	0.0819	0.0907	0.12	0.0749
p値	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001

注：コントロール変数を性別、年齢とした時の説明変数の係数、オッズ比、標準誤差およびp値。

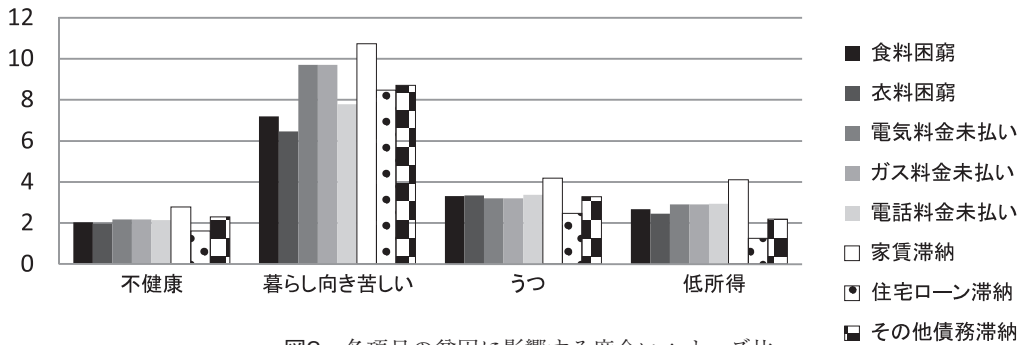


図2 各項目の貧困に影響する度合い：オッズ比

その他についてはすべて統計的に有意(1%基準)な関連性が認められる。すなわち、「住宅ローンの返済」以外の項目は、このステップの検討については剥奪指標として含めることに問題はないと言える。

図2は、表3のオッズ比をグラフにしたものである。8つの項目のオッズ比を比べると、4つの被説明変数のすべてにおいて「家賃」が最も高いオッズ比を示しており、家賃の滞納が貧困と最も密接な関係にあることがわかる。逆に、貧困との関係が比較的薄い項目は、不健康、うつ、低所得については「住宅ローン」、「暮らし向きが苦しい」については、「衣料」となっている。しかし、被説明変数が「低所得」である場合の「住宅ローン」以外については、どのオッズ比も1よりも統計的に有意に大きくなっており、貧困との関連性が確

かめられる。

VI 信頼性の検討

次に、STEP 4 の信頼性の検討の結果を示す。表5は、8つの変数をすべて用いた時のクロンバックのアルファ係数と、変数を一つずつ除いた時のアルファ係数を示している。変数を削除した後のアルファ係数が元のアルファ係数よりも大きい場合は、その変数は指標に入れるべきではないと判断される。表5を見ると、住宅ローンの滞納の変数(太字)は、アルファ係数が元のアルファ係数よりも大きくなっており、この変数を指標に入れることによって信頼性が減少することがわかる。

表5 信頼性の検討 (Cronbachのアルファ係数)

Cronbachのアルファ係数		0.78685	0.82793	
変数を除いたときのアルファ係数				
削除した変数	生データ変数		標準化した変数	
	合計との相関係数	アルファ	合計との相関係数	アルファ
食料困窮	0.59902	0.74933	0.52342	0.81175
衣料困窮	0.52378	0.78178	0.45667	0.82055
電気料金未払い	0.65631	0.74222	0.73450	0.78251
ガス料金未払い	0.61759	0.75054	0.68803	0.78913
電話料金未払い	0.62363	0.74794	0.69197	0.78858
家賃滞納	0.41032	0.77945	0.45431	0.82086
住宅ローン滞納	0.31256	0.78834	0.34629	0.83465
その他債務滞納	0.49399	0.76397	0.53828	0.80976

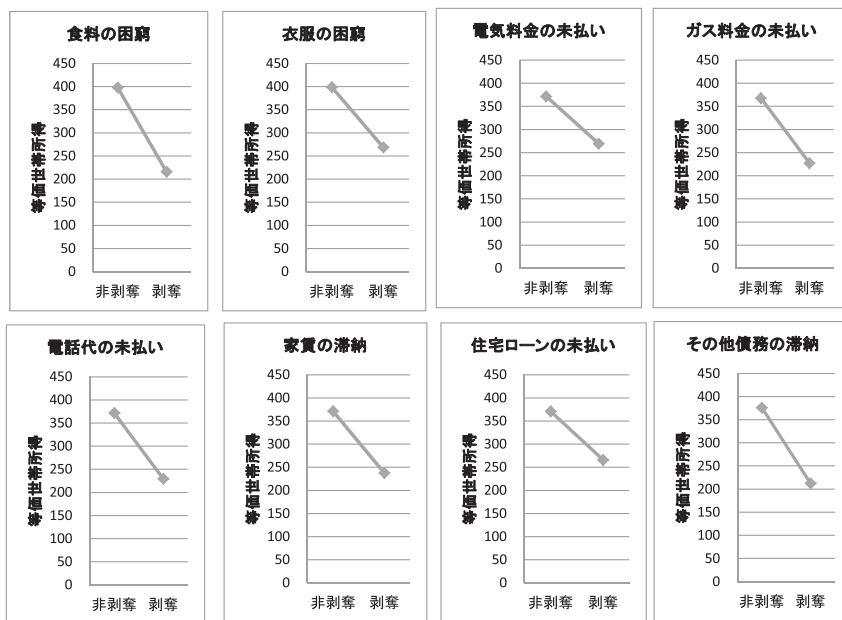


図3 Additiveの検討1：Main Effects Table

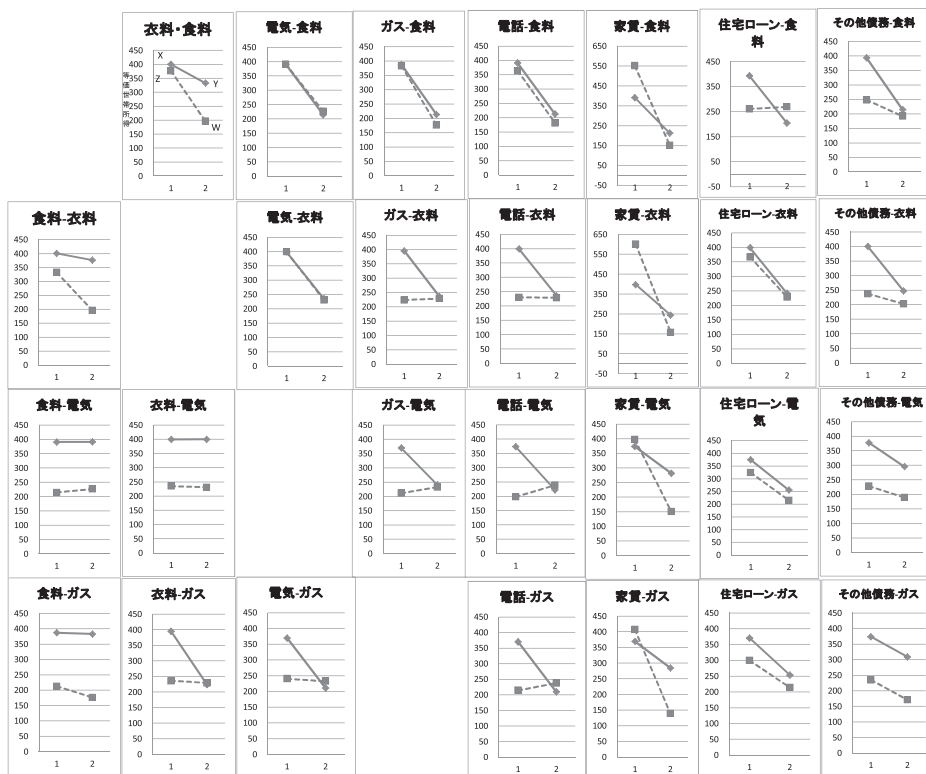


図4 Additiveの検討2：2つの項目間の矛盾性のチェック (1)

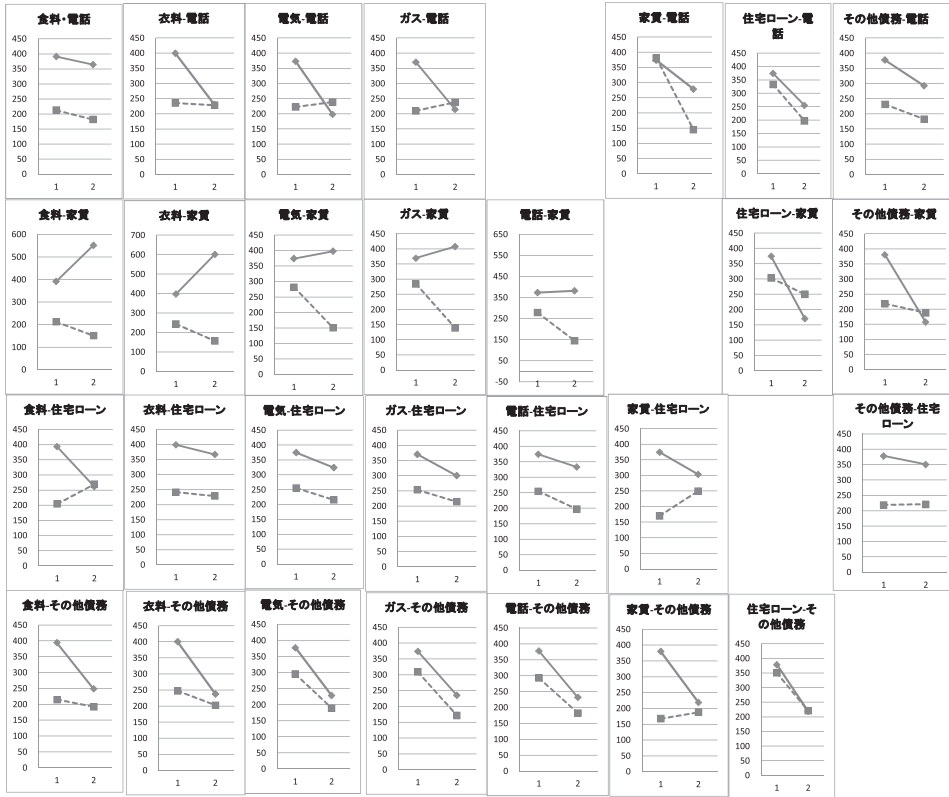


図4 Additiveの検討2：2つの項目間の矛盾性のチェック (2)

Ⅶ Additiveの検討

最後に、Additive (和) の検討の結果である。まず、図3は、8つの項目について、それが剥奪されている集団とそうでない集団の平均等価世帯所得の関係を示す図である。例えば、一つ目の「食料の困窮」については、食料の困窮経験がない集団 (非剥奪グループ) の平均等価世帯所得は398万円、食料の困窮経験がある集団 (剥奪グループ) の平均等価世帯所得は216万円であり、線グラフが右に傾いている。このように右に傾いているのであれば、一つ目のAdditiveの検討では妥当性が確認される。図3では、すべての項目がこの条件を満たしている。

次に、二つの項目の組み合わせの矛盾性のチェックを行う。図4は、8つの項目のそれぞれの

組み合わせについて、図1で示した例と同じように図を描いたものである (すべての組み合わせがあるので、図の数は $8 \times 7 = 56$ 個である)。Gordon (2013) では、複数の項目とのクロスにおいて点線と実線が交わっている場合 (グループWの平均等価世帯所得がグループYやグループZよりも高い場合など) に、その項目の妥当性は検討すべきであるとしている。図4を見てみよう。例えば、一つ目 (図4 (1) の左上) の図では、衣料と食料の組み合わせを示しており、X (食料の困窮も衣料の困窮もないグループ) の平均等価世帯所得がもっとも高く、W (食料の困窮経験があり、衣料の困窮経験もあるグループ) の平均等価世帯所得が最も低くなっており、Y (食料困窮の経験があるが、衣料の困窮の経験はないグループ)、Z (衣料困窮の経験があるが、食料の困窮の経験はないグループ) の平均等価世帯所得がその間となって

いる。点線と実線は、共に右下がりとなっていて交わることはない。このような状態であれば、この二つの項目の組み合わせにおいて問題はないと判断される。

図4 (1) と図4 (2) を通して見ると、交わっている項目があるのは、家賃（食料、衣料、ガス料金、住宅ローン、その他債務と交錯）、ガス料金（電気、電話、家賃）、住宅ローン（食料、家賃）、電話（電気、ガス）であった。このことから、少なくとも家賃については他の項目とのAdditiveとの関係性から妥当ではないと結論づけられよう。

Ⅷ 結論

これらの検討結果をまとめたものが表6である。STEP 1 からSTEP 5 を通して見ると、まず住宅ローンの滞納については、複数のステップで妥当性が低いため、剥奪指標の構築のための項目として用いることは困難であると判断される。食料の困窮と衣料の困窮については、STEP 1 で「△」となっているものの、これは必要性を確認する調査の項目とのマッチングができなかったためであり、もし、完璧なマッチングができたのであれば妥当性が確認されると考えられる。この二つについては、その他のステップでは妥当性がすべて確認されているため、剥奪指標に含めることは問題ないと判断される。電気料金の未払いについては、

すべてのステップで妥当性が確認されている。ガス料金、電話代の未払いについては、STEP 5 にて「△」であるが、その他のステップでは「○」であるので、この二つについても剥奪指標に含めてもよいであろう。その他の債務の滞納については、STEP 1 の検討ができていないものの、その他のステップではすべて「○」であるので、これについても妥当性はあると判断できる。最後に、家賃の滞納については、STEP 5 にて「×」となっており、判断に迷うところである。

本稿で行った検討から得られる示唆は何か。まず、一見、困窮を表すように見える項目であっても、必ずしも剥奪指標を構築する項目として適しているわけではないことである。今回、住宅ローンの滞納は、剥奪指標の項目として妥当性が低いと判断された。この理由は、住宅ローンの滞納は、それを経験している世帯にとっては大きな心理的負担と感じられるであろうが、そもそも住宅ローンを組める世帯は経済的にさほど困窮していない層であるということがあろう。また、家賃の滞納についても、STEP 5 の検討にて低い評価である。住宅費関連の2つの項目の両者において、妥当性の問題が指摘されたことは意義深い。日本の住宅事情においては、「持家」というオプションが大きい割合を占めており、特に困窮の度合いも高いと考えられる高齢者に持家がある人が多いことも忘れてはならない。住宅関連の剥奪指標の項目に

表6 妥当性の検討の結果（まとめ）

項目	STEP 1	STEP 2	STEP 3				STEP 4	STEP 5	
	必要性	選好的欠如の除外	主観的健康	暮らし向き	うつ指標	低所得	Cronbach's Alpha	Main Effects	Cross Effects
家族が必要とする食料が買えない	△	○	○	○	○	○	○	○	○
家族が必要とする衣料が買えない	△	○	○	○	○	○	○	○	○
電気料金が未払い	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ガス料金が未払い	○	○	○	○	○	○	○	○	△
電話代が未払い	○	○	○	○	○	○	○	○	△
家賃の滞納	○	○	○	○	○	○	○	○	×
住宅ローンの滞納	-	○	○	○	○	×	×	○	△
その他債務の滞納	-	○	○	○	○	○	○	○	○

○ 妥当性が認められる

× 妥当性が認められない

△ 妥当性が認められるとも認められないとも言えない

- 検討できず

は住宅費の問題ではなく、「専用のフロアがある」などといった住宅そのものの質を問う設問の方が望ましい可能性がある。

本稿では、「生活と支え合い調査」に含まれている8つの生活困窮の項目を用いた剥奪指標の妥当性を検討した。この8つの項目は、どれも金銭的な支払いに関するものである。これは調査に含まれる項目が限られているため致し方がないものの、今後は、検討する項目を増やし、より生活の全般をカバーする剥奪指標の開発が望まれる。そのためには、欧州連合で行っている欧州所得・生活状況調査 (EU-SILC) のように、多くの項目の欠如を調べる社会調査が不可欠であり、そのような調査が公的統計として整備されることが望まれる。

注

- 1) 剥奪指標の歴史および詳細については、阿部 (2002)、阿部彩他 (2013) 「先進諸国における貧困指標」厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業) 「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究 平成24年度総括報告書 (別冊)」 (研究代表者: 阿部彩) を参照のこと。
- 2) 世帯票は世帯主が回答しており、個人票は各世帯員が回答しているため、世帯票と個人票の回答者は必ずしも同一人物ではない。
- 3) より洗練された剥奪指標においては、項目の普及度などによってウェイトをつける場合もある。
- 4) 社会的に合意された必需品を選出する手法および日本への適用については、阿部 (2004) を参考のこと。
- 5) 本調査は、厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業) 「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究」 (平成22～24年度、研究代表者 阿部彩) の一環として行ったものである。調査は、平成23年3月に、調査会社のモニター 3000人 (全国、20歳以上の男女) に対して郵送調査にて行われた。
- 6) K6スケールを作成するのに用いられた変数の設問は、古川ら (2003) に倣って以下のように設定されている:
 「(個人票) 問2 次の(1)～(6)の質問について、過去1か月の間はどのようでしたか。あてはまるものに1つ○をつけてください。
 (1) 神経過敏に感じましたか。
 (2) 絶望的に感じましたか。
 (3) そわそわ落ち着かなく感じましたか。

- (4) 気分が沈み込んで、何が起ころうとも気が晴れないように感じましたか。
 - (5) 何をやるにも骨折れだと感じましたか。
 - (6) 自分は価値のない人間だと感じましたか。
- 選択肢: 1.いつも, 2.たいてい, 3.ときどき, 4.少しだけ, 5.まったくくない
- K6スケールは、いつも (4点), たいてい (3点), ときどき (2点), 少しだけ (1点), まったくない (0点) として6つの質問の回答を合算した。

参考文献

- 阿部彩他 (2013) 「先進諸国における貧困指標の状況」厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業) 「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究 平成24年度総括報告書 (別冊)」 (研究代表者: 阿部彩)。
- 阿部彩 (2006) 「相対的剥奪の実態と分析: 日本のマイクロデータをを用いた実証研究」社会政策学会編『社会政策における福祉と就労 (社会政策学会誌第16号)』法律文化社, pp.251-275。
- 阿部彩 (2004) 「補論「最低限の生活水準」に関する社会的評価」『季刊社会保障研究』第39巻第4号, pp.403-414。
- 阿部彩 (2002) 「貧困から社会的排除へ: 指標の開発と現状」『海外社会保障研究』Vol.141, pp.67-80, 2002.12.25。
- 厚生労働省 (2009) 「相対的貧困率の公表について」公表資料2009.10.20。
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/10/h1020-3.html>
- 厚生労働省 (2011) 「平成22年度国民生活基礎調査の概況」2011.7.12.公表。
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa10/>
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2013) 『生活と支え合い調査 結果の概要』国立社会保障・人口問題研究所。
- 平岡公一編 (2001) 『高齢期と社会的不平等』東京大学出版会。
- 古川壽亮・大野裕・宇田英典・中根允文 (2003) 平成14年度厚生労働科学研究費補助金 (厚生労働科学特別研究事業) 心の健康問題と対策基盤の実態に関する研究 研究協力報告書 「一般人口中の精神疾患の簡便なスクリーニングに関する研究」。
- Boarini, R. and M.Mira d'Ercole (2006) "Measures of Material Deprivation in OECD Countries", OECD Social, Employment and Migration Working Paper No.37, OECD : Paris.
- European Commission (2013) 'EUROPE 2020' http://ec.europa.eu/europe2020/index_en.htm (last access 2014/1/17) .
- Gordon, D. and Pantazis, C. (1997) (Eds.) *Breadline*

- Britain in the 1990s*, Ashgate: Aldershot.
- Gordon, David (2013) 'Producing a reliable and valid deprivation index in five easy steps: Annotated Example for Adults in the PSE Survey,' mimeo.
- Mack, J. and Lansley, S. (1985) *Poor Britain.*, Allen and Unwin; London.
- Organization of Economic Cooperation and Development (2008) *Growing Unequal? : Income Distribution and Poverty in OECD Countries*, OECD: Paris. (邦訳 小島克久・金子能宏訳『格差は拡大しているか: OECD加盟国における所得分布と貧困』明石書店, 2010年)。
- Organization of Economic Cooperation and Development (2009) *Doing Better for Children*, OECD: Paris.
- Pantazis, C., Gordon, D., and Levitas, R. (2006) *Poverty and Social Exclusion in Britain: the millennium survey*, Bristol: Policy Press
- Stiglitz, Joseph E. , Sen, Amartya, Fitoussi, Jean-Paul et al. (2009) Report by the Commission on the Measurement of Economic Performance and Social Progress. <http://stiglitz-sen-fitoussi.fr> (邦訳 福島清彦訳(2012)『暮らしの質を測る—経済成長率を超える幸福度指標の提案』金融財政事情研究会)。
- Townsend, P. (1979) *Poverty in the United Kingdom*, Allen Lane and Penguin Books.
- UNICEF Office of Research (2013) *Child Well-being in Rich Countries: A comparative overview*, Innocenti Report Card 11, UNICEF Office of Research, Florence.
- (あべ・あや 国立社会保障・人口問題研究所
社会保障応用分析研究部長)